

測量CPD学習単位の登録及び管理の基準

H23. 2. 22最終改正

測量CPD学習プログラムによる学習単位（以下「ポイント」という。）の登録及び管理は、この基準により処理するものとする。

1. 測量CPD学習履歴台帳の登録

測量CPD学習プログラムの履修者は、測量CPD学習履歴台帳（以下「学習履歴台帳」という。）に登録し、学習単位の管理を行う。

2. 学習履歴台帳

学習履歴台帳には、個人別に次の事項が記録される。

(1) 登録記載事項

- ①登録番号 ②氏名 ③生年月日（西暦） ④住所・電話番号 ⑤勤務先 ⑥学習プログラム名 ⑦実施日時 ⑧学習分野 ⑨学習分野別ポイント数（有効5カ年分）
- ⑩ポイント総数（有効5カ年分） ⑪取得資格 ⑫表彰歴（自己入力）

(2) 登録の記録

1) 学習履歴台帳の登録

初回の測量CPD学習プログラムの受講者及び測量CPD学習プログラムの履修者について、登録番号を付して学習履歴台帳に必要事項を記載登録する。

2) 学習履歴の処理

学習履歴の登録は、当該学習プログラムが終了した後に、原則として、申請を受理した日から1ヵ月以内に行う。

3. ポイントの管理

ポイントの管理は、測量CPD学習プログラム及びポイント数に係る基準に基づいて次により、事務局において管理する。

(1) ポイントの有効期間

ポイントは、学習プログラム毎に5年間有効とする。

(2) 学習履歴の計算

ポイントは、実施月を取得月とし、次月から起算する。

(3) ポイントの管理

1) ポイントの加算

ポイントの記録は、取得した学習プログラム別及び学習分野別に記録し、累積加算するものとする。

2) ポイントの消去

5年を経過し失効したポイントは消去される。

従って、5年を経過した取得月の翌月（起算月）に失効したポイントは、当該年度末に順次消去される。

4. 学習履歴（ポイント）の公開

（1）一般の公開

一般向けに公開する学習履歴は、①測量CPD登録番号 ②学習分野別ポイント総数 ③ポイント総数を日本測量協会ホームページに掲載するものとする。

ホームページに掲載された学習履歴の更新は、毎月末に行う。

（2）公共機関への公開

指定の測量計画（発注）機関に対して公開する学習履歴は、①測量CPD登録番号、②氏名、③所属（勤務先）、④学習分野別ポイント総数、⑤ポイント総数、⑥取得資格（測量士・士補、土地家屋調査士、地理空間情報専門技術者（旧：測量専門技術者）、⑦表彰歴とする。

なお、指定の測量計画（発注）機関は、「測量技術者継続教育証明制度（SUCCESS）利用規則」を遵守して利用することとしている。

5. 学習履歴の証明

（1）証明期間

学習履歴の証明期間は、原則として前記3に基づき管理している期間とする。

ただし、本人の希望により、証明の期間を変えて証明することができる。

（2）証明事項

学習履歴の証明事項は、次のとおりとし、有効5カ年分を発行する。（有料）

1) 個人証明

①測量CPD登録番号 ②氏名 ③生年月日（西暦） ④住所・電話番号 ⑤所属（勤務先） ⑥学習プログラム名（全部又は一部） ⑦学習分野別ポイント総数 ⑧ポイント総数

2) 団体証明

①測量CPD登録番号 ②氏名 ③ポイント総数

6. 測量CPD技術者証の発行

測量CPD学習プログラムの履修を希望する者に対して、学習履歴台帳への登録とともに測量CPD技術者証を発行する。

測量CPD技術者証の発行は、別に定める測量CPD技術者証発行基準による。

以上